

議案第44号関係資料

環境保全事業の取扱いについて

平成 16 年 2 月  
秋田市・河辺町・雄和町  
合 併 協 議 会

(様式1)

# 行政制度等の調整方針(案)総括表

## (38) 環境保全事業

環境専門部会

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	環境に関する計画				B	
2	環境教育・学習の推進		×	×	B	
3	I S O 14001取得事業		×	×	B	
4	エコオフィス推進事業		×	×	B	
5	子ども環境学習サポート事業		×	×	B	
6	環境美化事業(クリーン作戦等)				B	
7	地域環境活動推進事業		×	×	B	
8	新エネルギーの普及・促進		×	×	B	
9	自然環境の保全				B	
10	公害に関する苦情処理				B	
11	公害防止協定等				B	
12	環境モニタリング調査				B	
13	公害関係法令等に基づく届出		×	×	B	
14	ダイオキシン類対策		×	×	B	
15	発生源調査		×	×	B	
16						
17						
18						
19						
20						

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

(様式2)

## 行政制度等の調整方針(案)

(38) 環境保全事業

環境専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 環境に関する計画	秋田市環境基本条例で定めた理念を実現するため、長期的な目標と施策の方向などを示した秋田市環境基本計画(平成13年3月)に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に実施する。	河辺町環境基本条例に定めた、町域の良好な環境の保全と改善に関する基本理念実現のため、町、町民、事業者の責務を明らかにするとともに、基本的な事項を定めることによって、現在および将来の町民の安全、健康で文化的な生活の確保ならびに福祉の増進に資する。	雄和町環境保全条例に定めた、環境の保全に関する施策の基本となる理念実現のため、総合的かつ計画的に推進し、現在および将来の町民の福祉増進を図る。	1市2町を全域とする新たな計画が必要である。	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、河辺町、雄和町のこれまでの経緯や地域の実状へ配慮し調整する。
2 環境教育・学習の推進	環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解するとともに、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成するため、環境学習の場や機会の拡大および人材の育成、環境情報の提供等を行う 子どもエコクラブへの支援 市民環境活動推進員養成講座 ・エコふれんど養成講座 ・市民環境活動推進員講座 環境都市推進事業 ・旭川エコ&クリーンウォーク ・秋田市かんきょう宝物フォトコンテスト	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
3 ISO14001取得事業	市民の一人ひとりの環境意識を向上させることにより、地球環境への負荷軽減を図るため、市民が簡単に取り組めて、実効性の高い行動マニュアル「秋田市版市民ISO」を構築する。その一環として、秋田市環境部が、より厳格なISO14001の認証を取得し、その成果を「秋田市版市民ISO」に反映させる。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
4 エコオフィス推進事業	市役所が率先して自らの事務・事業に伴う環境負荷の低減を図るため、「秋田市役所環境配慮行動計画(エコあきた行動計画)」(平成14年7月策定)によりエコオフィスへの取り組みを進める。 「庁内エコオフィス推進計画」(平成11年度) グリーン購入調達方針 「秋田市役所温室効果ガス排出抑制実行計画」 四半期毎に各課所室より報告を受け、取りまとめた上で、達成状況を毎年度把握・評価し、継続的な改善を行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
5 子ども環境学習サポート事業	環境の学習をする小・中学生が興味を持ち、わかりやすく学習できるよう、社会科資料の作成・配付や学習会等への講師の派遣など、学校だけでは対応できない専門的な部分について協力をを行う。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
6 環境美化事業(クリーン作戦等)	一斉清掃日等を設け、市民の自主的な清掃活動を喚起するとともに、自主的な清掃活動時のごみの収集、運搬、処理の支援により市内の環境美化を図る。  【実施時期】 春期に一斉清掃日、秋期に清掃月間を設定。 【支援内容】 ・市環境部でのごみの収集、運搬、処理 ・土嚢袋の提供(道路維持課) ・ボランティア清掃：ごみ収集・運搬・処理	ごみの不法投棄に関して、全町的に環境保全を目指す目的で実施する。  【実施時期】 毎年1回4月第2日曜日を清掃の日と決めて、全町民の参加を呼びかけ、道路等のごみ拾いを実施している。 【支援内容】 ・ボランティア清掃：ごみ袋提供、ごみ収集・運搬・処理	全町一斉清掃日等を設け、町民の自主的な清掃活動を喚起するとともに、清掃活動時のごみの運搬、処理の支援をし、町内の環境美化を図る。  【実施時期】 8月の第1日曜日を一斉清掃日としている。 自治会長・町内事業所宛通知、広報ゆうわによる周知を行っている。 【支援内容】 ・ごみ袋の提供 ・ボランティア清掃：ごみ袋提供、ごみ収集・運搬・処理	1市2町で実施時期や支援内容が異なっている。	合併時に秋田市の制度に統一する。ただし、実施時期等については、合併後の新市において河辺町、雄和町のこれまでの経緯や地域の実状へ配慮し調整する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
7 地域環境活動推進事業	<p>市民、事業者が主体となって行う環境美化(清掃活動)やごみ減量、リサイクルなど環境活動を行う地域の団体を支援する。</p> <p>・実施支援団体 : 7団体 ・地区活動への支援: ごみ袋、軍手、ぼうき、鋸鎌等の物品支給</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
8 新エネルギーの普及・促進	<p>二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を削減し、地球温暖化防止に努めるため、本市の地域特性を活かした新エネルギーの普及・促進を図る。</p> <p>「秋田市地域新エネルギービジョン」(平成13年度策定)をマスタープランとして普及・促進 「新エネルギー推進部会」により新エネルギーの各種導入策を検討</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
9 自然環境の保全	<p>「秋田市自然環境保全条例」に基づき、市民活動計画の推進や自然環境保全地区指定などにより、自然環境の保全・回復・創出に努める。</p> <p>・自然環境調査 ・環境審議会・地権者等の意見の聴取 ・自然環境保全地区指定 ・自然環境保全計画の策定 ・自然環境保全市民活動計画の認定 ・自然環境への配慮・指導</p>	河辺町環境保全条例に基づき、住民が健康で文化的な生活を営むため、生活環境の保全に努める。	町の景観と文化を守り、育て、創るため「美しい雄和の風景と文化を守り、育てる条例」を定め、潤いと安らぎのあるまちづくりを推進する。町民の健康で文化的な生活に必要な環境を保全するため、「環境保全条例」を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。		合併時に秋田市の制度に統一する。
10 公害に関する苦情処理	<p>苦情の発生等に伴い、現状を調査し、発生源(原因者)に対し、改善、中止等を指導するとともに、その改善状況を確認する。</p> <p>【主な苦情内容】 悪臭、水質汚濁、騒音、振動、粉じん、ばい煙</p>	<p>苦情の発生等に伴い、現状を調査し、発生源(原因者)に対し、改善、中止等を指導するとともに、その改善状況を確認する。</p> <p>【主な苦情内容】 不法投棄、悪臭、騒音</p>	<p>苦情の発生等に伴い、現状を調査し、発生源(原因者)に対し、関係機関と連携し改善、中止等を指導するとともに、その改善状況を確認する。</p> <p>【苦情内容】 悪臭、ばい煙、その他(ごみの散乱)</p>	市域の広域化に対応した、迅速な苦情処理を図る必要がある。	合併時に秋田市の制度に統一する。苦情処理については、新市域へ対応した体制を構築する。

項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
11 公害防止協定等	<p>市と事業者との間で、地域に即した公害防止対策を行うため、法律や条例による規制を補完し、事業者がとるべき措置などについて取り決めた協定(公害防止協定)を締結し、環境保全の推進を図る。</p> <p>6事業者と公害防止協定を締結</p>	<p>町は環境保全(公害防止)のため、様々な施策を講じるように努めるとともに、事業者が工場等を新設又は増設しようとする場合には、環境保全(公害の未然防止)に関する協定を締結する。</p> <p>11事業者と公害防止協定を締結</p>	<p>町と事業者との間で、地域に即した公害防止対策を行うため、法律や条例による規制を補完し、事業者がとるべき措置などについて取り決めた協定を締結し、環境保全の推進を図る。</p> <p>1事業者と公害防止協定を締結</p>	<p>2町で締結している公害防止協定を新市でどのように取り扱うか。</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>
12 環境モニタリング調査	<p>公害関係法令に基づく環境監視業務と秋田市が独自に行う河川・海域・地下水の良好な水質や生活環境を維持保全するための調査</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大気常時監視</li> <li>・有害大気汚染物質調査</li> <li>・騒音調査</li> <li>・道路振動調査</li> <li>・公共用水域調査(河川、海域、湖沼)</li> <li>・地下水調査</li> <li>・環境ホルモン調査</li> </ul>	<p>河辺町における河川等の水質状況を把握するための調査</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川調査</li> <li>・湖沼調査</li> </ul>	<p>雄和町における雄物川の支流河川等の水質状況を把握するための調査</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・河川調査</li> <li>・湖沼調査</li> </ul>		<p>平成17年度から秋田市の制度に統一する。</p>



項 目 ( 事務事業名等 )	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
14 ダイオキシン類対策	<p>ダイオキシン類対策特別措置法第26条に基づき、大気、水質および土壌のダイオキシン類による汚染の状況を常時監視するとともに、同法の規制対象となる施設の届出の受理および当該施設への立入調査を実施する。</p> <p>ダイオキシン類対策特別措置法の事業者への周知            広報による周知            ・野焼きの禁止            ・小型焼却炉の使用禁止            環境中のダイオキシン類の測定            ・大気            ・河川(水質、底質)            ・地下水            ・海域(水質、底質)            ・土壌(一般環境、発生源周辺)            規制対象施設への立入調査</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
15 発生源調査	<p>各種立入調査(大気、水質、騒音、振動、悪臭)を随時実施する。</p> <p>【詳細】            平成14年度実績            ○各法律又は条例に基づく立入等            ・大気汚染防止法に基づく立入検査              29工場・事業所 80施設            ・水質汚濁防止法に基づく立入検査              73特定事業場 104検体            ・秋田県公害防止条例に基づく立入検査              指定ばい煙発生施設                15工場・事業所 29施設              指定汚水排出施設                24工場・事業所            ・騒音に係る立入検査              8工場・事業場および6建設作業            ・振動に係る立入検査              2工場・事業場および1建設作業</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。